

第 1 号

4月25日 (木)

平成31年第2回宇城市議会臨時会（第1号）

平成31年4月25日（木）

午前11時00分 開議

1 議事日程

- | | |
|-------------|---------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 報告第2号 | 専決処分の報告について |
| 日程第4 議案第48号 | 平成31年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 承認第1号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第6 承認第2号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第7 承認第3号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第8 同意第2号 | 固定資産評価員の選任について（稼 隆弘氏） |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 原 田 祐 作 君 | 2番 永 木 誠 君 |
| 3番 山 森 悦 嗣 君 | 4番 三 角 隆 史 君 |
| 5番 坂 下 勲 君 | 6番 高 橋 佳 大 君 |
| 7番 高 本 敬 義 君 | 8番 大 村 悟 君 |
| 9番 福 永 貴 充 君 | 10番 溝 見 友 一 君 |
| 11番 園 田 幸 雄 君 | 12番 五 嶋 映 司 君 |
| 13番 福 田 良 二 君 | 14番 河 野 正 明 君 |
| 15番 渡 邊 裕 生 君 | 16番 河 野 一 郎 君 |
| 17番 長 谷 誠 一 君 | 18番 入 江 学 君 |
| 19番 豊 田 紀代美 君 | 20番 中 山 弘 幸 君 |
| 21番 石 川 洋 一 君 | 22番 岡 本 泰 章 君 |

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 西村光代君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	総務部長	成松英隆君
企画部長	中村誠一君	市民環境部長	稼隆弘君
健康福祉部長	那須聡英君	総務部次長	天川竜治君
企画部次長	杉浦正秀君	市民環境部次長	松川弘幸君
健康福祉部次長	西岡澄浩君	財政課長	木見田洋一君

開会 午前11時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） ただいまから、平成31年第2回宇城市議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（長谷誠一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、13番、福田良二君及び14番、河野正明君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（長谷誠一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第3、報告第2号専決処分の報告について、市民環境部長に報告を求めます。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 報告第2号専決処分の報告について、訴えの提起の詳細説明をします。議案集は2ページから4ページまでとなっております。

市は、平成31年2月27日児童扶養手当返還金を滞納している者に対し返還金、延滞金等の支払いを求めて熊本簡易裁判所に支払督促の申立てを行いました。これに対し、平成31年3月25日に相手方から督促異議の申立てがありました。支払督促の申立て自体は訴えの提起でないため、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議会の議決を受ける必要はありません。しかし、督促異議の申立てをなされた場合には、支払督促を申立てたときに訴えの提起があったものとみなされることから議会の議決が必要となります。このことにつきましては、昨年平成30年6月議会において、宇城市長の専決事項の指定についての第4項で市の申立てにより発せられた支払督促に対し、債務者から適正な督促異議の申立てがあった場合に、民訴法第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあったとみなされる

訴えの提起においては、必要に応じて専決処分ができることとされました。この規定を受け、今回督促異議の申立てがなされた本件について訴えの提起についての専決処分をしたものでございます。

事件の概要について説明いたします。訴えの相手方は、熊本市南区在住の女性です。請求の趣旨は、児童手当の返還金として80,132円と、このうち30,720円に対する延滞金の支払いを求めるものです。返還金が生じた理由としては、児童扶養手当を受給した後に事実婚であることが判明したため、1か月分について返還を求めているものです。市は相手方に対して繰り返し支払いを求めてきましたが、平成25年12月26日に支払いがあった後は市からの支払いを求める催告状に対しても何らの反応も示さなかったことから、支払督促の申立てを行うことになったものです。

以上で、報告第2号専決処分の報告について、訴えの提起の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで報告第2号を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第48号 平成31年度宇城市一般会計補正予算（第1号）

日程第5 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定）

日程第6 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第7 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定）

日程第8 同意第2号 固定資産評価員の選任について（稼 隆弘氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第4、議案第48号平成31年度宇城市一般会計補正予算（第1号）から、日程第8、同意第2号固定資産評価員の選任について（稼隆弘氏）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日の臨時議会の開催大変お世話になります。

今回提出しますのは、予算案件では一般会計補正予算の1件、承認案件では専決処分の報告及び承認3件、同意案件では固定資産評価員の選任1件の合計5件でございます。一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1億4,960万円を追加し、予算の歳入歳出総額を352億9,533万6千円としています。早期の議会議決をお願いいたしたく、臨時議会の開催をお願いしたものでございます。

詳細につきましては、関係部長が説明いたします。これらの案件につきましてよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第48号から同意第2号までの提案理由の説明が終わりました。

これから議案第48号について詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第48号平成31年度宇城市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。配布しております別冊の平成31年度宇城市各会計補正予算書1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ352億9,533万6千円としています。内容につきましては、三角西港の文化的景観地区における景観形成に寄与するために、必要な経費について早急に予算措置を行うものでございます。

2ページに移ります。歳入費目では、市債を1億4,960万円追加しております。

続きまして3ページになります。歳出費目でございます。商工費で1億4,960万円を追加しております。

続きまして4ページでございます。第2表、地方債の補正です。1、変更で、観光施設整備事業費の起債の限度額を紙面のとおり変更しております。

続きまして、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。8ページをお願いいたします。歳出でございます。款6商工費、項1商工費、目4観光費で1億4,960万円を追加しております。先ほどと被りますが、三角西港の歴史的景観の保全と合わせ三角西港を中心とした観光振興に資するための環境整備を目的とし、土地建物購入費と合わせて解体工事費など関連経費を計上しております。この経費の特定財源としましては、地方債を充当しており観光施設整備事業債1億4,960万円を計上し、予算調整を行っております。

以上で、議案第48号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第48号の詳細説明が終わりました。

これから議案第48号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。

○12番（五嶋映司君） 自席で行います。先ほど全員協議会で説明がありましたけれども、全員協議会はいわゆる協議会であって、正式な議論の場ではないために、この議会でしっかりはっきりしなければいけない部分についての質疑をしておきたいと思っております。

まず、第1点は世界遺産指定の範囲、これは先ほど説明がありましたが3通りぐらいになっています。この範囲がどういうことになっているのかと同時に、全員協議会の時に図面をいただいた、いわゆる市が設定した景観の範囲はどのような大きさで、どういう形で決定されたのかをまず御説明いただきたい。それと緊急に臨時議会でこの問題が提起されていますが、購入の必要性、緊急性がいま一つははっきりしません。購入の必要性、緊急性を改めて御説明いただきたい。3つ目は、この購入が、宇城市の西港の発展ないしは商業地域としての活性化を促すための1つの要件として今挙げられているのが、文化的景観地区における景観形成に寄与するためとありますが、この景観形成に寄与するという意味、今現在これが景観形成にどう影響を与えているのか明確なこういう事例があるとか具体的なことも含めて御説明いただきたい。それと同時に、それをやることによってこの地域を、この土地を今後どういう具合に利用するのか、宇城市の総合計画ないしは三角西港の計画、この・・・の問題になっている三角町振興株式会社の運用も含めて、どういう具合に計画をされているのか、そしてこの場所をどう利用する利用計画があるのか、どの程度の議論がなされたのかということをお説明いただきたい。それと4つ目が、購入予定額の算出方法、先ほど財源については市債いわゆる基本的には過疎債が充当されるという話がありました。ただ、この予算の段階では、先ほどの全員協議会で説明されたから説明されなかったのかもしれませんが、具体的な内容が一切この議場の中でははっきりされていない。何をどうして何をこうするというその辺の具体的な説明も含めて説明をいただきたい。そうしないと、ただ予算だけの説明になってしまうことは、本会議場での議論としてはいかなものかと思しますので、以上、まずは4点よろしくお願いたします。

○企画部長（中村誠一君） 今の五嶋議員の質問にお答えいたします。今の五嶋議員からありました世界遺産のエリアの指定はどうなっているのかということですが、今現在世界遺産の登録を受けて3種類のエリアがあります。世界遺産の登録範囲のエリア、これは西港の港湾設備のところが多くなっております。それからあとは重要な文化景観ということで、緩衝地帯バッファゾーンのエリア指定があります。それから3つ目がその外にありますけれども、三角西港の文化的景観地域ということで、景観形成地域が指定されております。その3種類のエリアの指定があがっております。それぞれ規制がかかっております。世界遺産の中心部の世界遺産部分につきましては、イコモス、ユネスコ等の届出、それから協議あたりも必要になります。バッファゾーンにつきましてもそれに準じるような形での規制がっております。それとその外なんですけれども、今回ホテルが位置している文化的景観地区につきましても、景観条例の方で平成25年に策定いたしました景観計画に

基づく条例も制定しております、その中で文化庁の協議とかある一定の市条例での一応規制をそこで基準があがっております。

○市長（守田憲史君） 2番目の御質問の緊急性、必要性についてでございます。4月12日金曜日の熊日の不動産情報におきまして、この当該ホテルが4千万円で売りに出たところでございます。すぐに調べまして、金曜日ですので翌週月曜日にすぐに課長が行きまして、仮の申込みをいたしました。議会の議決を条件として購入をしたいという申入れでございます。既に宇城市を除く8件の申込みがあったそうで、売り主が不動産会社と専属契約を結んでいるそうで、その不動産会社は4千万円であるならば、優先的に早く申し込んだ人から交渉をしていくということで、基本的に4千万円の条件が満たされるならば、その他は今後の交渉であるという緊急性があります。必要性につきましては、3番の御質問の景観形成と重なりますが、やはりラブホテルは世界遺産に好ましくないと考えるところでございます。今後解体の中、駐車場を含んで観光施設を考えております。グランピングとかいろいろ今後考えさせていただきたいと考えております。

4番目の財源につきましては、部長が説明いたします。

○総務部長（成松英隆君） 詳細説明大変失礼いたしました。それでは、予算書の8ページの方を詳細に説明してまいりたいと考えております。

まず、12の役務費136万1千円、こちらの内訳は手数料となっておりますが、これはこのホテルを購入するにあたりまして、仲介する不動産業者へ支払う手数料となっております。こちらの算出の方法は、売買代金×3%に基礎額の6万円を乗せまして消費税を加えたもので136万1千円となっております。

続きまして、解体工事の設計業務委託500万円は、こちらは一般的にこういう建物でしたら500万円ぐらいの解体工事が掛かるだろうと、これまでの実績を基に算出しております。それと測量設計業務500万円、これはこの土地を更地にした後に、どのような計画をするかという実施計画で、こちらも概略500万円を計上させていただいているものでございます。

続きまして、工事請負費の9,660万円は、財産取得した後の公共で行う解体工事費でございます、若干上振れというところでやらせていただいております。大体面積が切り上げましてホテル等が約1,800平方メートル、車庫等が約500平方メートル、合計の2,300平方メートルと見積もりまして、それで単価が三角生涯学習センターを解体したときの単価の40,000円をかけまして、今後物価スライドがどれくらいあるかちょっとあれなんです、5%上乗せしたところで9,660万円という数字をはじいております。

それと、最後の公有財産購入費、土地建物購入費4,163万9千円は、先ほど

市長が話しました熊日紙上に載っておりました不動産の価格4千万円に、固定資産税が不動産取引の時は引き渡し日以降の分を支払うということになりますので、その分を全体で176万2千円で、4月から3月までですので早くて5月だろうということ、そのうちの11か月分161万6千円を計上いたしたところでございます。

- 12番（五嶋映司君） まず、先ほど言われた指定範囲の部分については、資料は皆さんのところにはいつていますから、頂いた資料の赤線の部分は宇城市のいわゆる条例で制定した部分ということですね。これについては、例えばイコモスの部分とか緩衝地帯については、いわゆる国や何かのしっかりしたチェックがあると。この宇城市の景観形成については、ある意味では努力目標という具合に捉えた方がいいのかどうかはその辺は後で。例えばこれに罰則規定があったりなんかするのかどうか。その辺も含めてお答えをまずいただきたいというのが1つですね。購入の必要性については、今おっしゃったのは、答弁いただきたかったのは、ここにいう景観形成に寄与するため、だからこのホテルが現在売りに出ている、これがもし転売されるならば、ないしは現在もそうかもしれませんが、この景観に悪い影響を与えている、三角西港の世界遺産に対して悪い影響を与えているという具合に取れるんですけども、具体的にどういう状況があるのか。そういう説明をいただかないと必要性がはっきりしないということがあります。今後の利用計画については、非常にあいまいですね。何したらどうだから、こうしたらどうだろうかと、今頂いた資料をみると、こういうことをやりますよというのはたまたまあった資料を集めてきて、こういうこともできますよというそういう意味では分かります。しかし、これだけの投資をするいわゆる結果的には1億9,600万円、過疎債全部これに使うわけですから、この分を投資するものについてはその投資がじゃあ公共の仕事としてこれをやるならば、もっと明確な目標がないとこれだけの市民の財産、いわゆる市民の税金を使ってやるわけですから、もっと明確な計画がないとたまたま売りに出たからこれを買います、これをこういう具合に使ったらいいんじゃないかということでは、どうも市民に説明がつかない。そういう意味ではその計画性、もう一つこの点で説明いただきたいのは、先ほど全員協議会の中では説明をしていただけなかったけれども、今世界遺産の指定されているところはどんどん増えています。確かに観光地としての優位性があるのは事実です。ただし、それが持続性があるかどうかとなると、これは非常に問題がある。例えば、今宇城市がこの世界遺産に投資した金額は、概算でいくと3億円を超えていると思います。間違っていたら訂正していただきたい。たぶん3億円を超えていると思います。そしてなおかつ今度約1億5千万円の投資をする。費用対効果が本当にあるのかどうか、その辺は簡単にこれを

今あるから買うということではなくて、そういう費用対効果を検証するのも自治体の役割だと思います。その辺をもう少し説明いただきたい。今費用対効果の問題を言いましたけれども、これ少し先ほど挙げられた数字を言いますと1億4,900万円かけて土地を買ってやると、そして1億4,900万円で購入して、この土地が381坪ですね、結局残るのが381坪の更地だけです、この計画でいくと。この更地の価格は、一体幾らになるのかと今割ってみましたら、1億5,000万円を381坪で割ると坪当たり340万円ぐらいですか。今僕がここで計算しますと坪当たりの金額が392万6,509円という計算になります。ところが、これの売買価格は先ほどの全員協議会の中で議論した時に約6万円ぐらいだったら2,800万円ぐらいにしかならない。結局その違いは国民の税金を使ってそういう形になっていると。そういうものを自治体としてはどうなのか、その辺の説明をいただきたいと思います。今購入予定の金額の積算根拠を僕は聞いたつもりでしたが、その辺は今大体数字はしましたからいいですけれども、今の3点ちょっと多岐にわたりますが、その点をどうお考えになっているのかをお答えいただきたい。

○市長（守田憲史君） 景観条例は、今10以下大体2階建て以下であるということ、7階建てであるということ、現在の当該ホテルがですね。そしてこれはラブホテルの経営というのは風俗営業の法律の許可をもらっているというところで、これからしても景観にそぐわない、世界遺産としてそぐわない。そして今後の目的につきましては、駐車場を主にしながら観光施設として整備をさせていただきたい。グランピングであり、くるま博であり、くるま博は既に売りに出ている前から総務省の提案を受けているところでございまして、十分に検討しているところでございます。それと金額につきましては、やはり自治体としては、宇城市は自分の一般財源を實際懐の痛むところのことを考えなければならないと考えております。仮に1億4千万円のうちで土地につきましては簡単に4千万円、それと解体費があります。それを先ほどから3割の一般財源で借入れをしますが、国の財産とはいえ、宇城市は宇城市としてのやはり今後の展開を考えた場合、宇城市の財政を基本に考えるべきでございます。その中で一般財源が4,098万円か何か出ました。その中で例えば坪65,000円としたなら、2,800万円であるならば、やはりそこは宇城市の資産として残るとというのが執行部の考えでございます。その場合を考えたら、一千数百万円の一般財源をもってその今後この風営法に関わるラブホテルをやはり解体させていただき、世界遺産の価値を高めていきたいという考えでございます。

○企画部長（中村誠一君） 五嶋議員の質問の計画に基づいた観光の振興策はということでの質問だったんですけども、その中で行政としては、宇城市としては今現在観

光の戦略というのを今策定しております。3月に一応策定しておりますがまだ公表はしておりませんが、総合計画の中に観光振興の項目はあったんですけども、個別の観光振興関係の計画がありませんでしたので、それを3月に制定しております。その中で、くるま博は実際文言が出てきております。西港エリア限定ということではありませんけれども、不知火温泉とか宇城市全体の中でのくるま博の事業を取り入れていこうということで、それも取組の中の1つで挙げております。

○市長（守田憲史君） 景観条例でございますが、実際平成25年に制定した時に10m以下であること、また風営法その他はもうもってのほかではございますが、既存でありますので、これは条例がその精神にそぐわなくてもなかなかこちらは拘束することは厳しい状況にありながら、やはり今後宇城市が買い求めた場合には、宇城市の条例であり、そしてまた宇城市が皆さんに指導をしなければならないところがございますので、やはり買い求めた場合には当然条例の範囲内にするのが本来であろうと考えるところです。ですからその意味では、私は解体をするべきであると考えているところでございます。

○企画部長（中村誠一君） 先ほど費用対効果ということでの御質問でしたけれども、そちらにつきましては、現在観光関係いろんな取組をやっております。地方創生の取組の中、交付金事業をいただいているいろんな取組をやっております。まち・ひと・しごと総合戦略の中でも大きな重点施策ということで、観光にも取り組んでKPI目標の指標を立ててやっておりますけれども、実際に効果的その指標を全部達成しているという状況はちょっと難しい状況です。なかなか観光関係、それがそのまま効果として経済的効果とか表れてきている状況ではありません。取組自体はその取組をし続けていくこと自体が必要かと思えます。

それから、条例の罰則ということでしたけれども、すみません、私の、その資料をちょっとこちらに持ってきてはおりません。先ほど市長が話しました高さ10mの2階建ての制限というそこまでの情報は持っておりますけれども、すみません、申し訳ありません。

○12番（五嶋映司君） ……の件がいただけてないんですけども、いわゆる1億4,000万円、これは諸々含めてですね、全部含めてとにかくここを買うために1億4,960万円の過疎債を使うわけですから、これが全部関わると考えて計算しますと、これに対してこれだけのものを使うならあそこを将来どういう展望にするのか、西港を。そういうのがなくてね、とにかく買っとけというのはどうも納得いかないんですけども、これ3回目になるからちょっとあれですけど、まずそのところはどうなんだということをまず1つは聞いておきたいのと、それと市長がおっしゃったように、過疎債をお使いになってやると、それはよく分かります。しかし、

過疎債で市の負担が4,600万円とおっしゃったが、1億4,600万円の3割は4,480万円です、計算するとね。4,480万円が市の持ち出しです、3割ですからね。交付税に歳入されない分。そうすると、資産価値が6万円が正しいかどうかは別ですけど、大体。ところが少なくとも、この半分ぐらいしか資産価値がないんじゃないかという議論になる。そうすると、結局これを購入して単純なこの計算の中でも、市の持ち出しの中の半分ぐらいは、この解体その他の費用で帳消しになってしまう。要するに市が持ち出す4,480万円あるのに、資産価値はその半分ぐらいしか残らないんじゃないかと、そういう議論が成り立つような気がします。その辺はどういう具合にお考えになるのか。先ほどおっしゃった景観条例うんぬんとおっしゃったが、はっきり言うのは、例えば要するに不健全なホテルの経営形態が余りよくないと、それは僕らもそう思います。しかし、それが今あの環境に、あの三角西港の状況にどう影響を与えたのか具体的な事例が一切ない。あそこに何があったからこうだとか、そういう苦情があったり、そういうのが社会的な問題になったりするならば、それは必要性があるかと思うけれども、今は周りが派手な状況でも何でもなし。この頂いた写真を見てみますと対岸から見た写真なんかでも、もう大分経っていますから景観としてなじんでいる、ある意味では、あのホテルは。条例でいくと11m以上あるから駄目だという話になるかもしれないけれど、それは既存の問題ですから関係ない話ですね。だから、それでここを買い取らなきゃいけないという確固たる理由にはどうもなりきれていないと思います。ただ、おっしゃるように駐車場があったり、何したりというのはいいことには間違いない。しかも今おっしゃったように、市は過疎債で3割しか負担しなくてもいいというけど、あとは税金なんです。僕らが払っている税金を使うわけですから、宇城市だけはいいけども、ほかの税金の使い方としてはこんなのはおかしいよと議会の中では指摘せざるを得ない。宇城市はいいかもしれない、しかし税金の使い方、それを認めてしまうと、僕らは地方議員としての役割を果たさないことになる。それは市長の説明では納得ができない。宇城市は確かにいいかもしれない、しかし税金の使い方としては、国民としてはそういうことは許せないと思いますが、ちょっと議論が飛んでしまいましたがあれですけども、まずさっき言った点を、是非お答えをいただきたい。こういう議論を毎回言っているんですけども、臨時議会で1日でやるということはやっぱり問題がある。緊急に急ぐからといって金の使い方を思いのままやるというよりも、むしろ市民の側に添ってどう使い方をするのか。そこで多少行政が、例えば決算を早くどんどんやればひょっとしたらいいかもしれない。しかし、それは行政の手法としては正しいのかと言ったら非常に疑問になります。だからその辺は、最後に市長その辺の感想も含めてお伺いしたいと思います。3回目で終わりで

すから、まだ聞きたいことはいっぱいありますけれども、一応私の質疑はこれで終わります。

○市長（守田憲史君） 臨時議会をお願いしました。ここで買わなければ、またラブホテルが存続するであろうことが可能性として十分に高いと思います。緊急性、必要性でございます。先ほどの一億四千何百万円、一億三千何百万円の土地代についてのみを計算しましたので、その二千八百した一千何百万円ですが、多少増えるかもしれないませんが、それは今後その仮にそこを買って更地をうんぬんするときの費用でございますので、私は今後費用対効果は十分に見込めるものと、世界遺産としてしっかり守るべきであろうと考えます。そして、ラブホテルがなじんでいるとおっしゃいましたが、それは見解、感性の違いで全く馴染んでいないと思います。それと条例でございますが、既存のものは関係ないでは駄目です。やはり本来は駄目なものは駄目なんで、それは致し方ないところであって一切それは既存として関係ないというお考えについては、ちょっと見解が違います。

○企画部長（中村誠一君） 五嶋議員からその必要性ということですけども、今現在建っているエリアにつきましては、明治の産業遺産群という形でのエリアの指定になっておりますので、どうしてもあの7階建ての建物は、今のその世界遺産の景観にはそぐわないんじゃないかということで、市長もその見解でした。私もそう考えております。それから、地元の区長あたりに一応話を聞いたんですけども、あそこのホテルの出入り口の事故とか、小学生あたりの通学路になっております。中学生もですね。そういったことで教育上にも支障がちょっとあるんじゃないかということで、地元の区長からは是非あれを取り壊して景観上も保全をしていただければということで、地元からもそういった要望が出ているのは事実です。

○1番（原田祐作君） 1番、原田です。自席でさせていただきます。先ほどから、この緊急性について当該施設が同様の営業形態を持続するんじゃないかということが懸念されているところが議論されておりますが、例えば、風営法の許可が必要ということで、その例えば経営者若しくは持ち主が変わることによって、その風営法の許可に制限をかけるような文言をその条例を改正することですげるんじゃないかという点が1つ疑問に残りますので、そういったことができるのかどうかということですね。それともう1点は、宇城市以外に8の団体というか個人が申込みをされているということなんですが、例えばその8の団体の中で、宇城市以上にお金をかけてあそこを世界遺産の一部として活用しているという意識をお持ちの団体があれば、そういったところにお任せすることがその日頃から言われている民間活力の導入につながるんじゃないかと思っておりますので、その辺の意思確認ができないのかという点。それともう1つ、先ほど五嶋議員との質問の中で、ずっとこれ商工観光に

についてのお話、テーマで議論されていたと思うんですが、最後、教育側面という話が部長からなされました。これはそういった教育の側面も含めた話し合いをしなければいけないテーマなのかというところ、この3点について質問をいたします。

○市長（守田憲史君） 風営法につきましては、県の認可だとは思いますが、基本的に現在ラブホテルとして経営なさっておりますので、そこの既得権益を侵害する条例も難しいですし、県もそれはそれで存続すると思います。原田議員はよく例えば、例えばとおっしゃいますが、仮の話ばかりはできません。8社・・・かなりの割合で、私はやはりラブホテルであろうと考えております。そこをうんぬんする以前にまずラブホテル自体が通学路でもありますし、やはり景観としても好ましくない、存在自体も私は好ましくないという執行部は考えるところでございます。

○1番（原田祐作君） 私は、仮に、例えばという話は多いということは真摯に受け止めて今後気を付けようと思いますが、このお話の前提となっております風営法上許可を有する施設を経営するというところも、仮の話ではないかなと思いますので、その辺も含めて、はい、今後気を付けます。

○15番（渡邊裕生君） 今ここに例規集があつて、私は今、宇城市景観条例のところを開いています。ここの第2条の第4項なんですが、特定施設届出地区というのが、この地区に該当するのかどうかというのがちょっと分かりません。もし、該当するのであればちょっと教えていただきたい。その特定施設というのは、風俗営業等の規制及び業務の適正管理に関する法律うんぬんとありますが、この特定施設の中に風俗営業法の関係する施設があるというようです。それともう一つは、この施設が旅館業法の対象になるのかどうかというのがちょっと分かりません。そのところも条例の中で一応ありますので、条例の説明をお願いしたいと思います。それから第8章に宇城市景観審議会というのが載っています。この取得にあたっては、この宇城市景観審議会に諮るという作業は必要ではないのかと。あくまでも今日のは予算なんですが、景観に関することということでいくなら、景観審議会に諮問をされて、審議会の意見を聞かなければいけないんじゃないかなとこの条例を読んでいて思いました。それらの件に関しての市の見解をお答えいただきたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） 今の渡邊議員の質問ですけれども、今現行でも既存で建っている建物等については、その条例とかそのできる前ということで、そこには規制の対象にならないということで考えています。新たに何か持ち主が変わって、何かホテルの所有の形態が変わって新たな届出が必要となれば、その辺で先ほどの審議会等の開催、届出は必ず必要になると思います。その辺が、私もちょっと所管のところではありません。正確なところは分かりませんが、そこは必要になってくるということで考えております。

- 市長（守田憲史君） この予算案の提案はなくすことですので、改めてそこに発生することであるなら議論の対象でしょうが、その解体を含めての予算の提案でございます。
- 15番（渡邊裕生君） 私はこの条例の説明をしてくださいと言って、届出うんぬんの話じゃなくて、この特定施設届出地区にこの地域が該当するのかどうかというのをお尋ねしました。それと、この審議会に関しては、景観に関わるものを審議するんじゃないかなと思っていますので、解体するから審議会は関係ないですという市長の見解でいいのかどうかというのは私も分かりませんが、その辺のところはいかがなものでしょうか。
- 企画部長（中村誠一君） ここに条例を私も情報を持っていますけれども、景観形成地域の指定になっておりますので、新たに増築とか新築とかそういったことで改装とかする場合には届出が必要になります。このエリアも届出が必要になります。今回のケースの解体するという場合の届出は必要がないということで考えております。
- 15番（渡邊裕生君） これの解釈というんですが、説明は正しくあるべきであろうと思いますので、執行部がそういうふうにおっしゃるのであればそれを正しいというふうに一応今のところは理解をしたいと思いますが、これが全協でも話になっていました。既得権益うんぬんの話は今まだ分からない話でありまして、新たにどこかがその取得されたときという話は、宇城市が買いますからその辺の話はもうあり得ませんというのが大前提であれば、議論の余地はもうないという話ではありますが、私の個人的な思いは、その民間の経済活動に対して、市がどれくらい関与すべきかというのがちょっと1つ引っかかるころではあります。もう1つは、公費でその民間の土地とか施設を買うということの前例が今後、ああ、あのとき三角のを買ったじゃないかって言われて、のちのちこれが大きな前例となることが本当にいいのか悪いのかというのが、ちょっと私は将来に向けて引っかかる部分もあると思います。これはたぶん過疎債があるからたぶんお買いになるんだろうと思うんですが、もし過疎債のない地域であったら果たしてこれは同じような条件で買われたかどうかというのは、非常に私は疑問を持っています。答弁はおりません、以上です。
- 20番（中山弘幸君） ちょっと2点確認したいんですけども。1点は先ほどの全協でも質問がありましたけれども、この総事業費が1億4,900万円になっておりまして、土地の面積が380坪ですね、これは間違いありません。これは単純に割れば大体坪単価39万円です。大よそ39万円になりまして、これが過疎債で7割が税金で返ってくるという話で、0.3を掛けますと単純に言って117,000円ぐらいになる、計算が間違いなければですね。この間違いがないかというのが1

点と、これは新聞に4月12日に載ったということですね。これを見られたということで、日頃からこういったことには土地売買には関心を持っておられたのかなというのが1つと、これはどなたが見られてどういった議論を経た上で、何日に申込みをされたのか、それを確認します。

○市長（守田憲史君） 先ほど述べましたように、坪単価を出す場合に例えば駐車場、観光施設、その費用も入っておりますもので、それを差し引いた中で割り算をしなければならぬと思うんですね。ですから一億三千何百万円を0.3でかけて、それが四千九十何万円であったということです。それと、私と総務部次長で新聞を金曜日に読みました。その中で副市長とも相談する中、月曜日にやはり買うべきではなかろうかと。これが一刻を争う、優先順位を争いますもので、すぐに課長が不動産会社に行きまして、議会の議決があるならば可決をいただけるならば購入をしたい旨の申込みをしたところでございます。

○20番（中山弘幸君） 大体税金を投入しても11万円ぐらいになるわけですね。間違いないでしょう。その金額が妥当なのかというのがまず1点ですね。確かにそのいろいろ駐車場とか景観で言われるのは分かります。これは本当に妥当なのかというのが疑問に思うことと、わずか4日間の間にそれを決められて申し込まれたというのが余りにも拙速じゃないかなというのがあって、何か事前情報があったのかなということも予測します。でないと、こんな急に、ほんとに一億何千万円の事業が決定できるのかと、行政的にですね。行政的にこういった大きな事業をわずか4日間でわずかな人間で意思決定をしていいものかというのが、やっぱり議会として疑問に思うところでもあります。ただ、地元の意見として、あのホテルがないがいいというのは分かります。ただ、今まではそんな実害があったということもあんまりありません。ただそれは、今後買って解体しますとなれば、それは皆さん大歓迎かもしれません。実際には今までにそういったことは余りなかったもしれませんが、この話が浮かんで、じゃあ解体しますとなればそれは反対なくてそれは賛成ですよと、当然たぶんそうなると思います。ただ我々議会として、予算の使い道とか今後の計画、そういったものを考えたときに、やっぱり余りにも拙速すぎてなかなか判断しかねるという部分もあります。その辺で、それ以前に予算の妥当性とその計画の余りにも意思決定の、その辺の説明をお願いします。

○市長（守田憲史君） 拙速であるという御指摘でございますが、優先順位がございまずのでそれでこのタイムスケジュールでできなかった場合には、おそらく別の法人がラブホテルをずっとまた経営したであろうと考えます。ですから、その場合との比較考量で判断するべきではなかろうか。確かに急いでおりまして、議論が時間的に厳しいというのは分かりますが、やっぱりそこは本当に申し訳ありませんがしつ

かり議論していただきまして、可決、同意していただけたらとお願いするところです。もう一つの予算の妥当性、やはり宇城市は宇城市でのできる限りのことを考えないといけませんので、やっぱりぎりぎりになってまいります。国の出費もそうですが、やはり宇城市としての直前の利益も必要でございまして、一億三千数百万円の土地、建物に関して、更地になるのに関して、過疎債で3割と僕の計算では4千90万円そこらになります。それで資産価値を引いた残りが仮に一千何百万円が二千何百万円であろうが、宇城市が誇る世界遺産三角西港の価値を高めるためにも、あそこのラブホテルは妥当ではないと考えるところです。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第48号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 12番、日本共産党の五嶋でございます。ただいま議題になっております平成31年度宇城市一般会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論いたします。

十分な議論はできなかつたように思いますが、今の議論の中でもはっきりしていることは、予算の使い方にも非常に問題があるのではないかと、決定の時期にしても問題があるのではないかと、そういう点から出てきて結局今後の利用計画はどうなんだとか、三角西港の振興計画はどうなのかという問題の中で、この現在あるいわゆる不適切な経営が行われているという言い方をされるかもしれませんが、そのホテルそのものの存在そのものが三角振興の価値を下げるとおっしゃっているが、実際にこれが売買された後どうなるかというのは仮定の話になっている。先ほど市長もおっしゃったように仮定の話はしないでくれとおっしゃるが、全てが仮定の中での話になっている、この話は。だからそういう意味では、利用計画も結局仮定の話だ。そしてこの予算、過疎債1億4,960万円、このうち消費税その他の問題が多少あるにしても、これがこの事業そのものに投入されると宇城市のいわゆる負担額は、計算方法は多少違ったにしても4,000万円を超える金額が負担になる。しかし、残る資産額はその半分ぐらいにしかならない。しかもそして問題なのは、現在ある1億2,000万円近く価値のある建物を9,600万円の税金を使って壊してしま

う。このことが宇城市にとってはいいかもしれないけども、税金の無駄使いである。税金の使い方としては間違っている。それが国民としての利益に対して非常に大きな問題であるということもあります。そういうことも含めて、この問題十分な議論ができない、しかも十分な議論ができないこの臨時議会の中で提案されているという問題。振興計画そのものをしっかり議論しながら、駐車場が狭いことは承知の上ですけれども、それをこういう形で解決するというのは、僕は議会の議員としても一市民としても納得しがたい。そういうことも含めてこの問題をもっと議論して、必要ならばどういう振興計画の中にこの計画を組み込むのか、それがもし遅れてもそれは市民に対する責任を僕らが十分に果たすという役割からいっても、そのことが是非必要なんじゃないか。そういうことも含めて私はこの議案に反対をいたします。議員諸氏の賛同をどうかよろしくお願いします。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

○4番（三角隆史君） 4番、彩里、三角隆史です。本議案に対し賛成の立場で討論いたします。三角西港にありますラブホテルツインフラットを購入、解体をし、駐車場等を建設することは、地元嘱託員の皆様からの賛同も得られていると聞いております。また、県が計画している浮棧橋から西港への遊歩道を活用することで、景観が非常によくなり駐車場も増えます。そうなることでイベント、マルシェ等での西港の利用も増え、西港活性化につながり世界遺産としての価値を一層高めることとなります。また、本年度設置が予定されている仮称ではありますが世界一素敵なトイレが、さらに西港へ観光客や住民の皆様のを運ばせ、西港の魅力増へとつながっていきます。本予算は、三角町の振興しいては宇城市の観光戦略につながるものと確信し、本議案に賛成するものです。本議案に対する議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） これで討論を終結します。

これから、議案第48号平成31年度宇城市一般会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第48号は、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第48号は可決することに決定しました。
ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

企画部長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○企画部長（中村誠一君） 議長から発言の許可がありましたのでおわびと訂正です。

午前中の補正予算の審議の中で、渡邊議員の今回のホテルの撤去については景観審議会に諮る手続きは必要ないのかという御質問がありました。その中で私の答弁の中で、景観審議会に諮る必要はなく届出も必要はないということで私が答弁いたしました。正しくは審議会に諮る必要はございませんが、市長に届出の義務は必要となりますということで、おわびして訂正いたします。申し訳ありませんでした。

○議長（長谷誠一君） 次に、承認第1号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて専決第3号宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定についての詳細説明をします。議案集は5ページから18ページ、説明資料は2ページから37ページまでとなっています。今臨時会での詳細説明については、議長のお許しを頂き、お手元に配布しています宇城市税条例等の一部改正のポイントを参照しながら説明しますのでよろしくお願ひします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が3月29日に公布をされ、4月1日に施行されたことにより、宇城市税条例等の一部を改正する必要が生じ、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により議会において議決すべき事件を3月29日付で市長において専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、ポイントの左端に付けています番号に沿って主なものを説明します。

まず、1番の市民税第24条第1項、個人の市民税の非課税の範囲については、非課税措置の対象に、単身児童扶養者を追加するもので、施行期日を平成33年1月1日とするものです。

2番の第34条については、寄附金税額控除に係る特例控除の措置対象を特例控除対象寄附金とし、平成31年6月1日から施行するものです。

4番及び5番の第36条の関係については、個人の市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者に対し、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項を追加するも

ので、平成30年1月1日に施行するものです。

2ページになります。8番附則第7条の3の2は、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を拡充するものでございます。

続きまして3ページになります。18番、固定資産税です。附則第10条の4は、平成28年熊本地震にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての新設をするものでございます。

次の19番から22番まで軽自動車税についての改正です。車体課税の大幅な見直しに伴い、本年10月1日から軽自動車税に環境性能割が導入され、現行の軽自動車税は種別割に名称変更となります。附則第16条関係では、種別割について環境への負荷を低減するための施策を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については、経年重課を引き続き適用すること及び環境性能にすぐれた軽四輪車等の普及を促進するため、燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例経過の対象年度を規定するものでございます。また、附則第15条関係では、新たに導入される環境性能割の税率について、地方税法に定める排気ガス基準等に基づき、特定期間に取得した場合に限り環境性能割を課さないとするものです。またこれに合わせて、特例として税率を1%減ずる利率的軽減措置を新設するものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 承認第1号の詳細説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○20番（中山弘幸君） 今、概略のポイントがありましたけれども、詳細の説明が一切ありませんので、もう少し具体的に言ってもらわないと全く分かりません。これはこうなりますというのはありましたけれども、じゃあ金額が幾らがどうなるのかとか、全くその詳細がなかったので、もう少し分かるように分かりやすく説明をお願いします。

○市民環境部長（稼 隆弘君） ちょっと詳細に再度説明いたします。

まず、1番目の市民税。第24条関係の単身児童扶養者の非課税措置追加です。これは子どもの貧困に対応するため事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とするものでございます。

続きまして2番目の寄附金税額控除です。特例控除対象寄附金としまして、過度な返礼を送付する一部の地方団体に、ふるさと納税が集中する状況が見られております。これを是正するため今回の改正では、ふるさと納税の制度の健全な発展に向

け一定のルールを設け、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめるような地方公共団体については、ふるさと納税の対象外とすることができるよう制度の見直しを行っております。寄附金の募集を適正に行う地方団体として総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定した者に対する寄附金に限り、特例的な税額控除の対象とすることになっております。指定を受けない地方団体に対する寄附金については、所得税分と住民税基本分のみ引き続き適用されます。

続きまして、2ページ目の8ですけれども、住宅借入金特別控除については、通常10年間でしたけれども平成31年10月の消費税引上げにあたり、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に、居住の用に供した場合には、控除期間を3年間延長する改正でございます。それと、合わせまして、3ページ目の18になります。附則第10条関連の固定資産税、平成28年熊本地震に関係ある分です。平成28年熊本地震により被災した被災住宅用地については、これまで2年度分の被災住宅用地特例が適用されてきたが、現在もなお宅地復旧事業の大半はいまだ途上である上、建設費用の高さが起因して人手不足もあり、着工に至らないケースもあることから、適用期間を2年間延長する改正でございます。住宅用地の軽減の特例の2年間の延長でございます。

あと最後に、19番、23番の附則第15条、第16条関連ですけれども、軽自動車税ですが、本年10月1日から軽自動車税に環境性能割が導入され、現行の軽自動車税は種別割に名称変更されるとなっております。種別割については、環境への負荷を抑制する観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については、経年車重課を引き続き適用します。また環境性能にすぐれた軽四輪車等の普及を促進するため、燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例経過の対象年度を規定することとなっております。また、新たに導入される環境性能割の税率について、排気ガス性能や燃費性能に応じて特定期間取得した場合に限り環境性能割を課さないこととし、これに合わせて、特例として税率を1%減ずる利率的軽減措置を新設することと決められております。

以上、説明いたします。

- 15番（渡邊裕生君） すみません、自席でちょっとお尋ねします。今の説明資料の最初に個人市民税の非課税の範囲というところから始まっていくと、しかしこの資料集を見ていくと、一番最初に出てくるのは、寄附金税額控除から始まっているんですね。ずっと今探していたら、30ページに個人市民税の非課税の範囲というところでこの1番目のやつが後ろにあって、今説明の順番でこの資料を見ていたんですけど、とうとう今になってここにあったと、探しきれなかったんですけど。だからほとんど説明聞いているだけで、頭の中に入らなかったんですけど。もう少し資

料は資料でつくられていいですが、何のためにじゃあこの説明資料があるのかなって。この載っている順番で言ってもらわないとこっちは付いていけないですよ。と、思われませんか、議長。

○市民環境部長（稼 隆弘君） おっしゃるとおり、この議案集の順番からはちょっと違っております。今後、説明するときにはそれに準じて。ただ分かりやすいように市民税、固定資産税、軽自動車税で分けてきちんと説明した方が分かりやすいと思いましたので、一応このようにさせていただきました。

○議長（長谷誠一君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第1号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから承認第1号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これから、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて専決第3号宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第1号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて専決第4号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をします。議案集は19ページから20ページ、説明資料は38ページから40ページまでとなっています。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が3月29日に公布され、4月1日に施行されたことにより、宇城市国民健康保険税条例等の一部を改正する必

要が生じ、地方自治法第179条の第1項の規定により議会において議決すべき事件を3月29日付で市長において専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

改正の概要は、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、課税限度額及び所得の少ない被保険者に対して課する保険税の算定に係る基準等を見直すことが主眼となっています。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を現行580,000円から610,000円に引き上げるものです。また、低所得者層における国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定は、被保険者の数に乗すべき金額を現行285,000円から280,000円、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定は、被保険者の数に乗すべき金額を現行500,000円から510,000円に引き上げるものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 承認第2号の詳細説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 毎回申し上げているんですけども、政令には従わなければいけない政令と努力目標と言われる政令があるみたいですけども、この国保に対する政令はどちらの政令にあたるんでしょうか。

○市民環境部長（稼 隆弘君） すみません、そのあたりはちょっと、こっちはまだ分かりませんので、調べて報告したいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 調べていただくのは結構ですけども、前にも質問申し上げたけれども、政令には基本的に従うのは当然です。しかし憲法上出てくる政令は、これは従わざるを得ない。ただし、今回出てくる国民健康保険税条例の政令については、この金額までなら上げていいですよという目標であって、上げなければいけないという問題ではないという理解をしています。そういう意味では、これは議論の余地がある部分。で、今まで出てくる政令はほとんど議論の余地がなくて、もう国が決めたならそれに従わざるを得ないという部分と、いわゆる自治体に多少の権限を与えられた政令があると。毎回これは自動的に上がって行って自動的にというわけではないですけども、今回は最高限度額が960,000円になる、おっしゃったとおりね。いわゆる後期高齢者部分の190,000円と介護保険分の160,000円は、そのまま据え置きになっていますからそうなっているんですけども、これには具体的にいうと例えば先ほどおっしゃったように、2割軽減は510,000円に上がると。いわゆる軽減の部分も軽減される人の所得が高くなるから、軽減される人たちは少なくなるという結果になるんですね。だからじゃあ国保税につ

いて、これでどのくらいの増収になるのか、どのくらいの市民の負担増になるのか。ちょっとその辺の概略が分かりましたら教えてください。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 一応引上げ額の30,000円が今回引き上げますので、その影響額は約20世帯が影響しまして700万円の負担が増加になります。また、軽減によっては5割軽減は10世帯が対象になります。また2割軽減では約30世帯が対象になりますので、影響額については約100万円の減額が見込めます。合わせて600万円の増額と試算しております。

○12番（五嶋映司君） 今の意見は準備されているみたいでよく分かりました。ただこれはやっぱり市民負担が増える議論ですよ。たぶん、専決をしていない、専決をせずに議論をして決めている議会もあるんじゃないかと思います。だから多少政令と違う最高限度額を、例えば930,000円だったものをそのまま930,000円にしておく。そして例えば課税が6月1日からの徴収が始まりますから、間に合わないというのはよく分かりますけれども、議論をしながら市民負担が増える部分については、議論しながら決めていく。だから、これは一概に専決で必ずやるんだという考えじゃなくて、もっと議論をするという考え方も成り立つと思いますが、市長、その辺はどういう具合にお考えになりますか。

○市長（守田憲史君） 政令で、ある程度国が主導してきているわけですから、これは覆すには覆すのに相当な理由が必要だろうと思います。その中で個別的に税制うんぬん、金額のときに議論していただけたらと思います。これを国の基本的なことをやはり否決していただくと、もうまた大変なことになると思います。よろしく願いします。

○議長（長谷誠一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから承認第2号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これから、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて専決第4号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を採決します。採決は、押

しボタン式投票によって行います。承認第2号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 承認第3号専決処分報告及び承認を求めることについて専決第5号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定の詳細説明を申し上げます。議案集は22ページ、説明資料は41ページをご覧ください。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、宇城市介護保険条例の一部を改正する必要が生じ急を要したことから、地方自治法第179条の第1項の規定により議会において議決すべき事件を3月29日付で市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正の概要としましては、低所得者の第1号被保険者の保険料についての公費の追加投入により、負担軽減強化を図るものでございます。具体的な改正内容としましては、条例第2条第2項におきまして、第1段階の1号被保険者の保険料を28,400円に、第2条第3項におきまして、第2段階の保険料額を47,300円に、第2条第4項におきまして、第3段階の保険料額を54,900円にそれぞれ引き下げるものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 承認第3号の詳細説明が終わりました。

これから承認第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第3号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて専決第5号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第3号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、同意第2号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、同意第2号宇城市固定資産評価員の選任について詳細説明いたします。議案集は23ページになります。

本案は、前任者の退職による人事異動に伴い、宇城市固定資産評価員を新たに選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。選任したい者は、宇城市小川町南部田1322番地、氏名、稼隆弘、生年月日、昭和35年4月4日でございます。

以上、同意第2号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 同意第2号の詳細説明が終わりました。

これから同意第2号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております同意第2号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第2号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号固定資産評価員の選任について（稼隆弘氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第2号はこれに同意することに賛成の方は起立

願います。

(賛成者起立)

○議長（長谷誠一君） 起立全員です。したがって、同意第2号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
平成31年第2回宇城市議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後1時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

